



東濃西部 消費生活相談のあれこれ



No.61

発行：東濃西部広域行政事務組合

ハガキによる架空請求が急増中！

東濃3市の相談で、ハガキによる架空請求の相談が急増中です。

「総合消費料金」などという内容のわからない料金の未納訴訟最終通告と題されたハガキが手元に届きます。ハガキには問い合わせ先の記載があり、裁判取り下げ期限までに連絡するよう書かれています。「連絡がない場合は強制執行をする」など、不安をあおる文章が書かれています。

このようなハガキが届いても決して相手に連絡をしないでください。連絡をしたことをきっかけにお金をだまし取られる被害に巻き込まれる可能性があります。裁判所からの正式な通知は、ハガキでくることはありません。

ハガキが届き不審な場合は、連絡する前に窓口にご相談ください。



ほんとーに
こんな相談ありました



2年の契約で利用していた携帯電話を解約しようと思い、解約料金のかからない期間を確認しようと携帯電話ショップに電話を入れた。本人確認のために契約時の登録情報を伝えると、登録された電話番号と違うから契約情報を教えられないといわれた。

現在、個人情報の取扱いは大変厳しくなっています。たとえ本人であろうと正しい契約時の登録情報が分らないければ、このようなことが起こります。特に電話番号は複数の番号を利用していることが多く、注意が必要です。契約書や登録情報の記載された書類などは、契約が終了するまで手元に保管をしておいてください。

10月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入	■■■■■■■	34件
訪問販売	■■■■■■■■■	19件
訪問購入	■	1件
通信販売	■■■■■	24件
連鎖販売	■■	2件
電話勧誘	■■■■■	7件
送り付け商法	0件	
無店舗販売	0件	
不明・無関係	■■■	21件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業